

栃木県内の企業・団体の皆様へ

従業員の

助成金の
御案内

奨学金返還を支援する取組を 応援します!



栃木県は、従業員の奨学金返還支援制度を設ける企業等に対して、その負担額の一部を助成する「とちぎ奨学金返還企業応援事業」を実施します。



募集期間

令和9(2027)年1月4日(月)から2月26日(金)まで

※予算の上限に達した場合、締め切る可能性があります。

■募集数(支援対象者数) **60名程度** ■1社あたり応募上限 **3名分まで**

お申込みはこちら



※本助成金の交付実績のない企業が優先されます。※過年度からの継続支援分は募集数に含まれていません。

助成の内容

助成対象期間
(令和8年1月から12月の間)

企業負担額の1/2 以内 ※1人あたり **上限9万円**
同一の支援対象者に対しては、**最大3年間助成**

助成金の対象企業

県内の企業等

(大企業は県内に本社・本部機能がある場合のみ。医療機関などは県外本部でも対象)

従業員に対し、「奨学金返還支援のための金銭給付」
または「奨学金の代理返還」を行う企業

支援対象者(従業員)

県内に居住かつ県内勤務地に
正規雇用として在職している者

35歳未満
(申請日の年度末時点)
令和9年3月31日時点

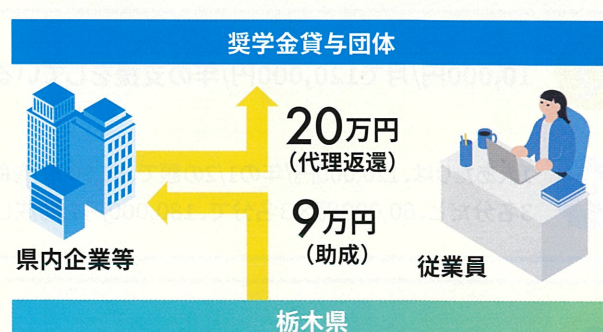
申請日において
奨学金を滞納なく
返還している者

とちぎ未来人材応援事業※の
支給対象者の認定を受けていない者
※詳しくは裏面をご覧ください。

〈『金銭支給』で年間20万円支援している場合〉



〈『代理返還』で年間20万円支援している場合〉



奨学金返還支援の制度を設けるメリットはこんなにあります!

制度導入をぜひご検討ください。

01



若手人材の確保

企業イメージの向上とともに
若手人材の確保につながります。

02



従業員の定着

継続的な支援により、
従業員の定着が期待できます。

03



税制上のメリット

一定の要件に該当する場合は、
法人税の損金算入や所得税の非課税
措置を受けることができます。*

04



県による広報展開

本事業の対象企業は、
県がHPやSNSなどで広報します。

※詳しくは、国税庁のHPや税務署等に確認してください。

令和7年度に本助成金を交付した企業・団体

	企業・団体名	本社所在地もしくは県内事業所
1	株式会社アラマキ	栃木県宇都宮市石井町3413-61(本社)
2	シーデーピージャパン株式会社	栃木県宇都宮市峰2-2-1(本社)
3	株式会社成美学園	栃木県小山市駅東通り2-36-11 小山サンビル(成美学園小山校)
4	株式会社司工業	栃木県塩谷郡高根沢町大字石末1180-1(本社)
5	東武建設株式会社	栃木県日光市大桑町138(本社)
6	とちぎコープ生活協同組合	栃木県宇都宮市川田町858(本社)
7	社会福祉法人ともの会	栃木県宇都宮市平松本町327-3(本社)
8	社会福祉法人峰陽会	栃木県宇都宮市平松本町891-3(本社)
9	ヤマウチ株式会社	栃木県鹿沼市さつき町11-2(鹿沼工場)

県のHPでも掲載しています。



支援対象者1人あたりの助成対象と申請期間

最大3年間のイメージ

■企業等が令和8年1月から支援している場合

	R8(12か月分)	R9(12か月分)	R10(12か月分)
助成対象	R8年1月1日～12月31日※	R9年1月1日～12月31日※	R10年1月1日～12月31日※
申請期間	R9年1月4日～2月26日	R10年1月上旬～2月下旬	R11年1月上旬～2月下旬



■企業等が令和8年10月から支援している場合

3年間(36か月)分助成します!

	R8(3か月分)	R9(12か月分)	R10(12か月分)	R11(9か月分)
助成対象	R8年10月1日～12月31日※	R9年1月1日～12月31日※	R10年1月1日～12月31日※	R11年1月1日～9月30日※
申請期間	R9年1月4日～2月26日	R10年1月上旬～2月下旬	R11年1月上旬～2月下旬	R12年1月上旬～2月下旬

※助成対象の各期間内に企業等が支援した額が助成の対象です。毎年度、申請が必要です。

よくある質問



10,000円/月で120,000円/年の支援をしている従業員について、3名分申請する場合の助成額はいくらですか?



1人あたりは、120,000円/年の1/2の額で、60,000円を助成します。
3名分だと、60,000円×3名分で、180,000円を助成します。

1人あたり 60,000円 < 120,000円の1/2
3名分 60,000円 × 3 = 180,000円



とちぎ未来人材応援事業との違いは?



「とちぎ未来人材応援事業」とは、新卒者を対象とした県が実施する奨学金返還支援事業であり、個人に対して助成する制度です。詳細については、県のHPをご確認ください。

→「とちぎ未来人材」で検索 [とちぎ未来人材](#)



制度を導入したいが、方法が分かりません。



県のHPに就業規則等の記載例を掲載しておりますので、参考にしてください。
詳細は、社内の法規担当、もしくは社会保険労務士等に相談してください。

問合せ先

栃木県 産業労働観光部 労働政策課 雇用対策担当

〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1-1-20

TEL:028-623-3224 Mail:koyou@pref.tochigi.lg.jp

詳しくはこちらから

